

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間において、トンネル掘削作業等に従事しており、うち、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までは、A会社が元請の「〇ずい道その他工事」に従事した。

被災者は、労働基準局長から平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理3ロ」の決定を受け、上記工事を管轄する監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、平成〇年〇月〇日をじん肺の合併症「続発性気管支炎」の症状確認日として、監督署長はこれを支給する決定を行った。

被災者は、B病院において加療を続けていたところ、平成〇年〇月〇日同病院に救急搬送され入院し、同月〇日に死亡した。死亡診断書によれば、直接死因「肺炎」、直接には死因に影響しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「じん肺、アルツハイマー型認知症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人らは、被災者の肺炎による死亡は、じん肺及び続発性気管支炎（以下「じん肺等」という。）に起因するものである旨主張している。
- (2) 被災者の肺機能の状態について、一件記録を精査したところ、平成〇年から平成〇年の間に提出されたじん肺に関する診断書の検査結果は、いずれも「F(+)」と判定されている。この点、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年初旬まで呼吸機能障害の軽度の進行は認めるが、生活に支障を認めるまでの低下は認められないと述べており、当審査会としても、被災者に著しい肺機能障害は認められなかったものと判断する。
- (3) 被災者に発症した「肺炎」の原因についてみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(被災者に発症した)肺炎については、じん肺、続発性気管支炎に伴うものと考えられ、因果関係があると考え。」と述べており、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「じん肺による肺炎」と所見している。これに対し、C医師は、上記意見書において、「(被災者には)認知障害の進行や入れ歯の誤飲など高齢者誤嚥性肺炎の発症状況が確認されている。」旨述べているところ、B病院の診療録においても、「誤嚥性肺炎」との記載が確認できる。当審査会としても、被災者の肺炎に至った経緯、被災者の肺機能の状態等からみて、決定書理由第2の2の(2)のケに説示すると

おり、被災者は、誤嚥により肺炎を発症したものであると判断する。

- (4) 被災者が死亡に至った原因についてみると、E医師は、上記意見書において、「じん肺による肺炎と誤嚥性の要素も加わり、重症肺炎になったと考える。」旨述べているが、一方、C医師は、上記意見書において、「被災者の肺炎発症は、高齢者誤嚥性肺炎がじん肺に合併し、死亡にいたった事例と考えることができる。また、肺炎からの回復の経過にじん肺が影響した可能性は否定できないが、今回死亡原因に至る肺炎発症にじん肺症は直接関与せず、高齢者誤嚥性肺炎が重篤したと考える。」旨述べている。両医師とも、肺炎の療養経過にじん肺が一定の影響を与えたことは否定していないものの、直接的な関与については否定的であると受け止められること、また、上記のとおり、被災者のじん肺による呼吸機能の障害は比較的穏やかに進行していたこと、更に被災者が高齢であり、認知症も相当程度進行していたことを併せ鑑みると、当審査会としても、被災者の誤嚥性肺炎による死亡と被災者に発症していたじん肺等との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

- (5) そのほか、請求人らの主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。